

平成 18 年 10 月 31 日

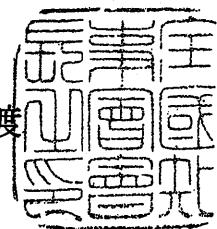
総務大臣 菅 義偉 様

資料 6

地 方 六 团 体

全 国 知 事 会 会 長

麻 生 渡



全国都道府県議會議長会会长

山 口 武 平



全 国 市 長 会 会 長

山 出 保



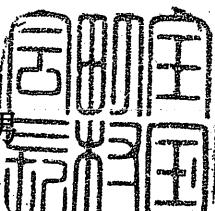
全 国 市 議 會 議 長 會 會 長

國 松 誠



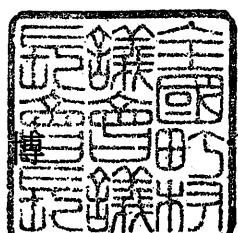
全 国 町 村 會 會 長

山 本 文 男



全 国 町 村 議 會 議 長 會 會 長

川 股



## 公営企業金融公庫廃止後の新たな仕組みの 〈制度設計骨子案〉について

公営企業金融公庫廃止後の新たな仕組みについては、地方分権も踏まえて、国が担ってきた仕組みから、地方が主体的に担う仕組みに移行されることを基本とし、地方公共団体は共同して、資金調達のための新組織を自ら設立するとされています。

つきましては、地方六団体として制度設計骨子案を別紙のとおりとりまとめましたので、下記の趣旨をご理解いただき、この骨子案を十分踏まえて制度設計を行っていただくようお願いいたします。

四

- 1 「国から地方へ」という地方分権改革の趣旨に沿って、地方自治体がその自立と責任のもとに担うべく、地方が共同して主体的・自律的に運営する新たな組織を設置し、地方自治体の必要とする長期・低利の資金ニーズに的確に対応する仕組みを構築すること。
  - 2 新組織は、地方が主体的かつ責任を持って設立・運営できるようになり、全地方自治体のための地方共同法人として、特別法に基づき設立すること。
  - 3 新組織が市場の信認を得て、低利の資金を安定的に調達する仕組みを構築するため、地方自治体の負担により形成された現在の公庫の財務基盤（債券借換損失引当金、公営企業健全化基金等）の全額を承継すること。

平成18年10月31日

渡武平保誠男文博  
麻生山国松本山川股  
長長長長長長長長  
會長會長會長會長會長  
體知事會議會長會長會長  
全國町村議會全國町村議會  
全國市議會全國市議會  
全國都道府縣議會全國都道府縣議會  
全全全全全全全全

## 公営企業金融公庫廃止後の新たな仕組みについて

### 〈 制 度 設 計 骨 子 案 〉

#### 地方六団体

##### 基本的な考え方

地方債市場をとりまく環境が大きく変化するなど、地方自治体が一層の自立を求められる時代にあって、住民生活に不可欠な社会資本整備に要する長期・低利の資金を安定的に確保するため、個々の地方自治体による市場からの資金調達を補完する仕組みは一層重要なとなる。このため、これまで政府資金や国の機関である公営企業金融公庫（以下「公庫」という。）が担ってきたこうした機能を、「国から地方へ」という地方分権改革の趣旨に沿って、地方自治体がその自立と責任のもとに担うべく、地方が共同して主体的、自律的に運営する新たな組織を設置し、地方自治体の必要とする長期・低利の資金ニーズに的確に対応する仕組みを構築するものである。

以下、制度設計の骨子を示す。

##### 1 法人形態

- ・ 新組織は、地方が主体的かつ責任を持って設立・運営できるよう
  - に、全地方自治体のための地方共同法人として、特別法に基づき設立する。

- ・ 新組織は、都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長及び町村議会の議長の全国的連合組織がそれぞれ推薦する者が発起人となって設立する。

##### 2 名 称

- 新組織の名称は、地方自治体金融機構（仮称）（以下「機構」という。）とする。

##### 3 機構の機能、役割

- 機構は、個々の地方自治体が市場で調達困難な長期・低利の資金の提供及び個々の調達に比して有利な資金の提供等の機能を担う。
- また、資金調達力の弱い地方自治体の資金調達の円滑化や、各地方自治体の資金調達手段の多様化等にも資するものとする。

#### 4 出資その他の財務基盤

機構が全地方自治体のための資金調達機関として、市場の信認を得て、低利の資金を安定的に調達するためには、確固たる財務基盤を確立する必要がある。

##### (1) 出資金

###### ① 出資者

地方が主体的かつ責任を持つて設立・運営することを明確にするため、全地方自治体が出資する。

###### ② 出資金（出資総額）

組織の運営基盤、市場からの信認を確保するために必要な額とする。（現行の166億円を目途としつつ、現下の厳しい地方財政状況も踏まえ、具体的な出資額については引き続き地方六団体において検討し、合意を得た額とする。）

##### (2) 財務基盤

機構が全地方自治体のための組織として、その機能を十分に果たしていくため、地方自治体の負担により形成された現在の公庫の財務基盤（債券借換損失引当金、公営企業健全化基金等）の全額を承継する。

また、機構が持続的、安定的に市場から資金調達を行い、地方自治体に長期・低利の資金を供給していくことを、引き続き可能とするための仕組みを設けることとする。

##### (3) 税制上の措置

機構は、専ら地方自治体のための資金調達等を行っていく組織であることから、法人税等の非課税対象とする。

#### 5 組織構成等

##### (1) 組織構成

組織構成（役員、合議制の機関等）は、地方が主体的かつ責任を持つて設立・運営できるようにする。

###### ① 代表者委員会

- ・ 都道府県、市町村を代表するものとして、都道府県知事、市長及び町村長の全国的連合組織が各1名選任（委員長は委員の互選）する。
- ・ 決定事項：定款、業務規程、事業計画、予算・決算、役員選任、その他

(2) 役員（理事長・理事）

- ・理事長：新しい組織の執行部門の責任者（法人の代表）とする。
- ・理 事：若干名

理事長が選任し、代表者委員会が承認する。

(3) 職員

- ・市場の動向や地方自治体のニーズに的確に対応する必要があることから、金融や地方財政の専門知識を持つ者などから構成する。
- ・地方自治体からの職員派遣をはじめ、円滑な移行・業務遂行の観点から所要の職員を適切に確保する。

(4) 監事

- ・機構の業務を監査する。
- ・代表者委員会が選任する。

(5) 会計監査人（仮称）

- ・監事監査に加え、会計監査人（仮称）（公認会計士又は監査法人）の監査を実施する。
- ・代表者委員会が選任する。

(6) 経営規律委員会（仮称）

- ・外部有識者により構成する。
- ・機構の事業計画、予算等、経営の重要な事項について審議するとともに、その他機構の経営の健全性を確保するために必要な事項について、代表者委員会又は理事長に意見することができる。
- ・地方六団体が選任する。

(2) 組織の効率性・透明性、経営規律の確保

- ・機構は、事務の効率化等を図り、簡素な組織とする。
- ・機構においては、監事の業務監査に加え、適切な会計基準に基づく経営情報の開示や監査法人による監査等を行う。（上記（1）の⑤）

- ・地方自治体が機構の運営主体であり、かつ資金の借り手ともなることに伴うモラルハザード等の懸念が十分払拭されるよう、外部有識者によるチェック機関（上記（1）の⑥）等の仕組みにより、経営規律の確保を図る。

### (3) 国の関与

地方が主体的かつ責任を持つて設立・運営する組織として、国の関与は法制度の整備に伴う必要最小限のものに限定する。

## 6 業務内容等

個々の地方自治体が調達困難な長期・低利の資金の提供を主たる業務とする。

### (1) 貸付対象団体

全地方自治体

### (2) 貸付対象事業

住民生活に不可欠な社会資本整備に要する長期・低利の資金を安定的に確保するため、個々の地方自治体による市場からの資金調達を補完するという基本的な考え方立って、貸付対象分野は地方自治体のニーズを踏まえ、機構において決定する。

### (3) 資金調達の手法

- ・ 債券発行による資金調達を基本としつつ、金融市場、金融技術を活用した多様な資金調達を行うことにより、より長期・低利の資金を安定的に供給する。
- ・ 機構の債券の市場消化が円滑に行われるよう銀行等引受け可能とするなどの所要の措置を講ずる。

### (4) 貸付金利

現在の利下げの仕組みは継続し、利下げ幅は、経営状況等を勘案し、機構において決定する。

### (5) 地方債計画への位置づけ等

- ・ 機構の貸付については、地方債協議制度の下で同意・許可のある地方債を対象とし、公的資金として地方債計画に位置づける。
- ・ 機構の貸付規模については、地方債計画との適切な調整を図りつつ、地方自治体の要望等を踏まえ、機構において決定するものとする。

### (6) 地方自治体の資金調達に係る環境整備等

- ・ 機構は、新たな地方のニーズ等を踏まえた個々の地方自治体の資金調達の環境整備について検討し、実施する。

- ・ 機構は、資金調達力の弱い地方自治体の資金調達に配慮するものとする。
- ・ 機構は、モラルハザードを惹起しないよう地方自治体の財政規律を考慮した貸付を行う。

## 7 信用補完措置等

### (1) 地方による信用補完措置

市場の信認を得て、低利での資金調達を可能とするためには、十分な財務基盤の確保に加え、地方による信用補完措置の構築が極めて重要である。このため、以下のような措置を講ずることとし、さらに幅広い観点から検討を深めることが必要である。

- ① 公庫から承継した財務基盤等を活用し、流動性補完措置（※1）を講ずることとする。
- ② 全地方自治体のために地方自ら設立する地方共同法人であることを踏まえ、機構の経営について地方自治体が共同して責任を負うものとする。
- ③ 必要な場合には地方自治体が機構の発行債券に保証を行うことができるよう法的手当を行う（※2）こととし、そのあり方・仕組みについては、市場の評価等も踏まえつつ検討する。

※1 流動性補完措置：債券の元利払いが期日どおり行われること（タイムリーペイメント）を担保するために、支払いに備えて一定の流動性資産を常時確保する等の措置

※2 法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第3条により、政府・地方自治体は、法人の債務を保証することを一般的に禁止されている。このため、必要な場合には地方自治体が機構に保証ができるようにしておくには、制限を解除するための手当が必要である。

### (2) 政府保証等

- ① 政府保証債について
  - ・ 過去の政府保証債については、機構移行後も政府保証を継続する。
  - ・ 政府保証について、所要の経過措置を講ずる。
- ② 機構は、地方の長期・低利の資金確保に資するため、公庫と同様の機能を果たし続ける必要があるので、公庫から承継する既往の資産・負債と、機構の新たな貸付・資金調達に係る資産・負債は一体的に管理する。